

引取業者が行うリサイクル料金等の預託の事務手続に関する約款

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下、「JARC」といいます。)は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下、「自動車リサイクル法」といいます。)第 73 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により、自動車の所有者が当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに再資源化預託金等を預託しようとする際に、引取業者が行う再資源化預託金等の預託及び資金管理料金の支払い(以下、「リサイクル料金等の預託」といいます。)の事務手続に関して、これまでの使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款(以下「旧基本約款」といいます。)からリサイクル料金等の預託の事務手続に関する箇所を分離・改正し、新たに「引取業者が行うリサイクル料金等の預託の事務手続に関する約款」(以下、「本約款」といいます。)を定めます。

第1条(用語の定義)

1. 本約款において使用する用語の定義は、本約款で特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び関連法令の定めるところによるものとします。
2. 「再資源化等預託金」とは、自動車リサイクル法第 34 条第 1 項各号及び第 108 条第 1 項各号に定める料金をいいます。
3. 「再資源化預託金等」とは、再資源化等預託金及び自動車リサイクル法第 73 条第 4 項に定める情報管理料金を合わせた額をいいます。
4. 「リサイクル料金等」とは、再資源化預託金等及び自動車リサイクル法第 73 条第 6 項に定める再資源化預託金等の管理に関する料金(以下、「資金管理料金」といいます。)を合わせた額をいいます。
5. 「ウェブサイト」とは、JARC、一般社団法人 自動車再資源化協力機構、自動車破碎残さリサイクル促進チーム、豊通リサイクル株式会社 ASR 再資源化事業部により運営されるウェブサイト「自動車リサイクルシステム ホームページ(<https://www.jars.gr.jp/>)」を指します。

第2条(法令の遵守)

引取業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第3条(リサイクル料金等の預託に関する事務手続の委託)

1. JARC は、引取業者が使用済自動車を引き取る際に行うリサイクル料金等の預託に関する事務手続(以下、「委託事務」といいます。)を委託します。
2. 委託事務の内容は、JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により定めるものとします。

第4条(預託申請)

1. 引取業者は、自動車の所有者から自動車リサイクル法第 9 条第 2 項にて定める告知が必要な車両の引取りを求められた場合、自動車リサイクル法第 9 条第 2 項にて定める告知を実施後に、使用済自動車として引き取った車両のリサイクル料金等の預託を JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により申請を行うものとします。
2. 引取業者は、前項の預託申請において、使用済自動車として引き取った車両のリサイクル料金

等が設定されていないことが判明したときは、JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により引取時料金設定依頼を JARC に対して行い、リサイクル料金等が設定されてから預託申請を行います。

なお、引取時料金設定依頼を行う際の必要書類等を以下の各号のとおりと定めます。

- (1) 使用済自動車として引き取った車両であることを証明する書類がある場合
 - ・登録識別情報等通知書(一時抹消登録証明書等)の写し
 - ・登録事項等証明書の写し
 - ・自動車検査証返納証明書(軽自動車検査証返納確認書)の写し
 - ・自動車検査証の写し
 - ・検査記録事項等証明書の写し
- (2) 使用済自動車として引き取った車両であることを証明する書類がない場合
車台番号が確認できるもので、入手可能なもの全て
 - ・石ずり
 - ・コーションプレートの現物、又は写真(画像)
- (3) 前各号のどちらもない場合
車台番号が確認できるもので、入手可能なもの全て
 - ・車両全体像の写真(画像)
 - ・エンブレムがある場合は、確認が出来る写真(画像)

第5条(申請内容の確認)

1. JARC は、引取時料金設定依頼の内容及び必要書類等を確認し、不備・不足がなければ依頼を受理し、必要書類等の不足があった場合は、追加の必要書類等の提出を依頼することがあります。
2. JARC は、前条第 2 項の規定に基づき申請者から提出された必要書類等について不明な点がある場合は、その書類について調査を行うことができるものとします。

第6条(リサイクル料金等の通知)

JARC は、引取時料金設定依頼を受理したときは、内容及び必要書類を基に再資源化等預託金を設定し、これに情報管理料金及び資金管理料金を加えたリサイクル料金等の総額を引取業者に対し、JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により申請者に対して通知するものとします。

第7条(リサイクル料金等の預託)

引取業者は、前条に基づき JARC から通知を受けたリサイクル料金等の総額を確認のうえ、JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法で払い込むことにより、リサイクル料金等を JARC へ預託するものとします。

第8条(委託手数料)

JARC は、第 4 条で定める委託事務の対価として以下の各号のとおり、委託手数料を引取業者に対して支払うものとします。

(1) 金額

次の手数料単価に各月のリサイクル料金等の預託による対象台数を乗じた金額に、リサイクル料金等が預託され JARC が当該情報を把握した月の末日に適用されている税率で計算した消

費税相当額を加えたもの。

記

113 円/台

(2) 支払方法

リサイクル料金等の預託に際して、金融機関口座振替による決済を利用する場合は、利用明細書に記載されている金額から委託手数料相当額を差し引いた金額で口座振替。その他決済方法を利用する場合は、リサイクル料金等の預託時に委託手数料相当額を控除することにより支払われたものとみなす。

(3) 支払時期

リサイクル料金等の預託に際して、金融機関口座振替による決済を利用する場合は、JARC が指定する日。その他決済方法を利用する場合は、リサイクル料金等を預託する日。

第9条(調査)

JARC(JARC の指定する者を含む。)は、委託事務の実施状況の把握に必要な限度において、引取業者に対して委託事務の実施状況の調査等ができるものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. JARC は、引取業者が以下の各号のいずれかに該当する者(以下「反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該引取業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 政治活動等標ぼうゴロ
 - (9) 特殊知能暴力集団
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. JARC は、引取業者が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該引取業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. JARC は、引取業者が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該引取業者間の本約款を解除することができます。

ます。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて JARC の信用を棄損し、又は JARC の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. JARC が本条各項の規定により JARC 及び当該引取業者間の本約款を解除した場合には、当該引取業者に損害が生じても JARC は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により JARC に損害が生じたときは、当該引取業者はその損害を賠償するものとします。

第11条(費用)

引取業者が本約款を履行する際に要する費用(書類送付費用を含む。)が発生した場合、当該費用(公租公課を含む。)については、引取業者の負担とします。

第12条(契約の解除)

JARC は、引取業者が以下の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該引取業者との本約款に基づく契約を解除することができるものとします。引取業者は、JARC の請求に従い、JARC に対して負う債務の全額を支払うものとします。

- (1) 本約款の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき
- (2) 申込内容に虚偽があったとき
- (3) 自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
- (4) 引取業者が次のいずれかに該当したとき
 - ①引取業の登録の取消し、事業の全部若しくは一部の停止の処分を受けたとき
 - ②自動車リサイクル法第 48 条第 1 項に定める届出を行ったとき
- (5) その他契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

第13条(損害賠償)

引取業者が本約款第 7 条に基づくリサイクル料金等の預託を怠った場合、又は第 12 条に定める契約の解除に該当する事由により、JARC が損害を被った場合、JARC は預託されるべきリサイクル料金等に加え、遅延損害金を引取業者に請求できるものとします。

第14条(準拠法)

本約款は、日本法を準拠法とします。

第15条(合意管轄裁判所)

本約款に関して JARC と引取業者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(約款の改定)

引取業者は、本約款が JARC により必要に応じ改定されうることをここに了解するものとします。JARC は、改定した本約款をウェブサイト上に表示することにより、その内容を引取業者に通知する

ものとしてします。

第17条(効力発生日)

本規約の効力発生日は令和8年1月1日とし、旧約款は同日をもって失効するものとしてします。

なお、本規約は令和7年11月5日に作成されたものです。

以上